

秘

基監発第 0510002 号

平成 17 年 5 月 10 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための
具体的な取組に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 17 年 4 月 28 日付け基監発第 0428001 号「タクシー事業場における労働条件の確保・改善のための具体的な取組について」（以下「内かん」という。）において指示したところであるが、これが実施に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

1 自主点検の実施

内かん記の 1 による自主点検については、次のとおり実施するものであること。

- (1) 本省において、
別添 1 により自主点検を実施し、それ以外のタクシー事業者に対しては、別添 2 により本省から直接自主点検表を送付することにより実施するものであること。
- (2) 自主点検結果については、
別添 1 により自主点検を実施し、それ以外は直接に、都道府県労働局監督課に対して自主点検結果報告書を本年 7 月 15 日（金）までに報告する旨依頼していること。
なお、自主点検については、少なくともタクシー事業許可に係る所在地に所在する事業場に関して実施し報告することとされているものであること。
- (3) 本省において自主点検結果を取りまとめることとしているので、自主点検結果報告書の写しを本年 7 月 29 日（金）までに当課労働条件確保改善対策室改善係へ送付すること。

2 監督指導の実施

内かん記の2による監督指導については、次のとおり実施すること。

- (1) 監督指導対象事業場については、平成11年4月1日付け基発第191号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」記の3及び4によるもののほか、次の法人に属する事業場とすること。この場合、下記①及び②に属する事業場を優先的に対象とすること。

①

②

- (2) 監督指導の実施時期は、秋の全国交通安全運動実施時期を中心としつつ、年末までの間とすること。

なお、労働条件上の主要な問題が最低賃金に係るものであると考えられる事業場については、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の重点対象業種に含めて監督指導を実施すること。